

様式 A-16、D-16、X-16（共通）【作成上の注意】

＜対応事業＞

特別推進研究（平成28(2016)年度以降に採択された研究課題）、新学術領域研究（研究領域提案型）（計画研究の総括班研究課題を除く）、学術変革領域研究（A・B）（計画研究の総括班研究課題を除く）、基盤研究、挑戦的研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、特別研究促進費、国際共同研究加速基金（国際活動支援班を除く）

研究代表者が、海外における研究滞在等による研究中断申請、交付申請の留保届の提出時、又は前回変更届提出時から変更が生じた場合は、速やかに条件付き交付内定者用の科研費電子申請システムにアクセスして作成し、日本学術振興会に提出すること。

【注意事項】

- ① 「変更後」欄には、変更後の海外渡航期間、研究中断期間、海外渡航（滞在）先、中断の理由、連絡先のうち、変更があった箇所のみ選択し記入すること。
- ② 研究の開始（再開）が出来ない場合は、「研究の開始（再開）ができなくなりました（条件付き交付内定を辞退します。）。」欄を選択のうえ、「海外渡航による中断の理由」欄に研究の開始（再開）が出来なくなった理由を記入すること。